特定一般教育訓練明示書

11	人	办		/リ 小外	ر ک	\1 \				
講座の名称	高知県介護支援専門員	員実務	研修							
実 施 方 法	通学 (昼間 ・ 🖯	上日))							
指定講座番号(15桁)	3922001		_	24	10013			4		
講座の創設年月日	特定一般教育訓練給作 対象講座の指定期間 	寸金	過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講	者数(10	08人)	修了:	者数	(108人)	
平成10年12月22日	令和 9年 3月31E	まで								
訓練期間	3ヶ月			総	訓練問	寺 間			93時間	
1. 教育訓練目標										
①取得目標とする資格の)名称、目標レベル		介護支援専門員							
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称									
③当該資格等を取得する 格等	るための要件または受験	「門員実務研修受講試験に合格した者が、介護支援専門員 受講して修了すること。(業務を行うには、都道府県へ登録 援専門員証の交付を受けることが必要。)								
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された。 る業界と活用状況		-+111	居宅介護(護予防)サ		事業所	、介護保	険施設、	地域	密着型(介	
2. 教育訓練の内容										
教 科				時間	引		使用	纹 材 4	各	
「介護保険制度の理念・現状及びケアマネ 「相談援助の専門職としての基本姿勢及び		マネジメン	ントの基本」(6h)、	13						
「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支 及び合意」(2h)、「ケアマネジメントのプロセ)種類の専	戸門職等への説明	7						
「ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術」(③居宅サービス計画等の作成(3h)、④サービス担	D受付及び相談並びに契約(1h)、②アセスメント 当者会議の意義及び進め方(3h)、⑤モニタリン・	・及びニーズ グ及び評価	の把握の方法(12h)、 (3h)	22						
「介護支援専門員に求められるマネジメン 包括ケアシステムの深化及び地域の社会		生社会の別	実現に向けた地域	5						
「生活の継続を支えるための医療との連携 理解」(2h)	馬及び多職種協働の意義」(3h)、「ケアマ	マネジメント	トに係る法令等の	5						
「実習オリエンテーション」(1h)、「ケアマネ	ジメントの基礎技術に関する実習」(-h)、	「実習振り	り返り」(3h)	4						
「ケアマネジメントの展開」 ①生活の継続及び家たメント(4h)、③認知症のある方及び家族等を支える	族等を支える基本的なケアマネジメント(3h)、②原ケアマネジメント(4h)、④大腿骨頸部骨折のある	脳血管疾患 る方のケアマ	のある方のケアマネジ マネジメント(4h)	15						
「ケアマネジメントの展開」⑤心疾患のある方のケ い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器				9						
「ケアマネジメントの展開」®看取りに関す 必要な事例のケアマネジメント(3h)	る事例(4h)、③地域共生社会の実現に	向け他法	他制度の活用が	7						
「アセスメント及び居宅サービス計画等作」 びネットワーク作り」(2h)	意見交換、講評及	6								
3. 受講者となるた	めの要件(この講座	を受認	構するために	必要とされ	れている	条件など	<u>:</u>)			
①受講するに当たって必		5年以上	、かつ、当	該業務に	こ従事し	又は相談援 した日数が9 (資格)				
②受講者が受講に最低限技能・知識等の内容及び	保険制度、要だ 有しているこ こ合格すること	とを確認す								
③その他										

〔特記事項〕

令和7年度現在

特定一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1)資格取得状況					
① 前年度の修了者数	108	人		_	
② ①に係る教育訓練の入講者数	108	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	108	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	108	人	合格率(4/3)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	98	人	就職•在職率(⑤+⑥/②)	91.7	%

- ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
 - この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。
- ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による	講座の評価等	-		
① 回答者総数		40	人	
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	32	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	5	人	一 一
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	37人
	4 非就業	3	人	②B:非就業者計
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	35	人	3の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ)
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	2	人	以下)
E 07 17/07/C/00 07 (C)	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人	37人
	1 正社員	34	人	
④ 受講後の就業形	2 非正社員、派遣社員	5	人	④A:就業者計
態	3 その他の就業(自営業等)	0	人	39人
	4 非就業者	1	人	④B:非就業者計
	1 3割以上増加した	0	人	
	2 1割以上3割未満増加した	3	人	
	3 1割未満増加した	4	人	⑤の回答数合計
⑤ 受講後の賃金変 化	4 変わらない	31	人	※④Aと同数(又はそ れ以下)
	5 1割未満減少した	1	人	
	6 1割以上3割未満減少した	0	人	
	7 3割以上減少した	0	人	39人
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	11	人]
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	9	人	
	3 社内外の評価が高まる	10	人	
	4 早期に転職・再就職できる	9	人	② ○ □ 欠粉 △ ⇒↓
⑥ 講座の受講の効 果	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	19	人	⑥の回答数合計
*	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	8	人	
	7 趣味・教養に役立つ	8	人	
	8 その他の効果	3	人	
	9 特に効果はない	4	人	81人
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑦の回答数合計
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※2Bと同数(又はそ
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人	れ以下)
	4 就職していない	2	人	3人
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	5	人	j
	2 おおむね満足	26	人	⑧の回答数合計
	3 どちらとも言えない	8	人	※①と同数(又はそれ 以下)
	4 やや不満	0	人	2.17
	5 大いに不満	1	人	40人

11名が処遇の向上に役立つとの評価をしている

教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の | 研修目標に到達できるよう演習のファシリテーターが助言・指導している (通信制講座の場合)

特定一般教育訓練明示書

		11	λ <u></u>	川又 -	1 2	<u> </u>	ויאם	小小	ال	<u> </u>				
6. 受講効果の排	巴握方	法												
(1)修了認定基準 (出席率·修了認定	(1)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)					出席率100%(全科目を受講)								
(2)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法						についてに	は、別途そ ^場合は、	の実習で 履修すへ	内容を審う いきカリキ	をし、不適 ュラムに	i格とみなした 公った実習が	と場合は	が不適格であ 、再提出を指え いないものであ	示する。②再
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法														
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体 的な助言・指導の方法					「ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術」の「②アセスメント及びニーズの把握の方法」及び「③居宅サービス計画等の作成」並びに「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」の科目で、ファシリテーターを配置し、ケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得できるよう助言・指導している。									
					福祉人材無料職業紹介所を行っている高知県福祉人材センターについて案内するなど、就職に向けた情報提供を行っている。									
8. その他の事項														
	訓 練 実 施 者 名 代 表 者 名					祉協議	会				(代表者	f名:	会長 井上	浩之
住 所 及 び 連 絡 先 高知市朝倉戊375-1					TEL 088-844-3605									
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 社会福祉法人高知県社				±会福祉協議会 (施設長:会長 井上 浩之)										
住 所 及 び 連 絡 先 高知市朝倉戊375-1										TEL 08	8-844	-3605		
苦情受付者	受付者 氏名 白石 研二 所属 事務局				事務	8担当	者 ほ	氏名	細木	貞秀	所属	福祉研修	をセンター	
連絡先	TI	EL 088-844-9007				連絡先 TEL 088-844-36						05		
特定一般教育訓練	経費	1. 特定	一般教育訓	練給付金の	の対象の	となる	圣費 (1 +	2)				49,000	円
支払い方法 ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と													0	円
	② 受 講 料(税 込 額) (※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と											49,000	円)	
2. 特定一般教育訓練給付金の							5級費							円
	① 任意の教材費(税込額)						· •/		0					
	② 実習等に伴う交通費・宿					(税込額	預)						0	円
	③ 施設維持費(税込額)												0	円
		④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)								0	円			
3. 総額 (1+2) (税込額)								49,000	円					

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値 引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請 に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細 書」の提出が必要となります。

(4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。